

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の概要

避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進するため、福島県の要望も踏まえ、一団地の復興再生拠点整備制度の創設等の措置を講ずる。

1. 一団地の復興再生拠点整備制度の創設

帰還される住民の生活再開、地域経済の再建の場となる復興再生拠点を円滑・迅速に整備するため、津波復興拠点制度に倣い、全面買収方式により新市街地を整備する事業制度を創設。

本事業制度の創設と並び、以下の支援措置を一体的に措置。

- 予算措置(2. の帰還環境整備交付金)
- 土地等の提供者に対する税制上の特例措置(譲渡所得の5千万円控除)

2. 帰還環境整備交付金の創設

復興再生拠点の整備など、住民の帰還に必要な環境整備を加速化するため、福島再生加速化交付金(再生加速化)について、

- 支援対象事業に面整備事業(土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点整備事業)、道路(アクセス道路等)、下水道、公営住宅、公立学校等の基幹インフラ事業を追加。
- 「帰還環境整備交付金」として法定化。

3. 事業再開を支援するための課税の特例

避難指示が解除された区域や一定の避難指示区域※における事業の再開に備え、事業者が事業再開に必要な設備投資のために資金を積み立てた場合に、当該積立金に適用される税制上の特例措置(所得税・法人税等における積立額の損金算入)を創設。

※避難指示解除準備区域、居住制限区域

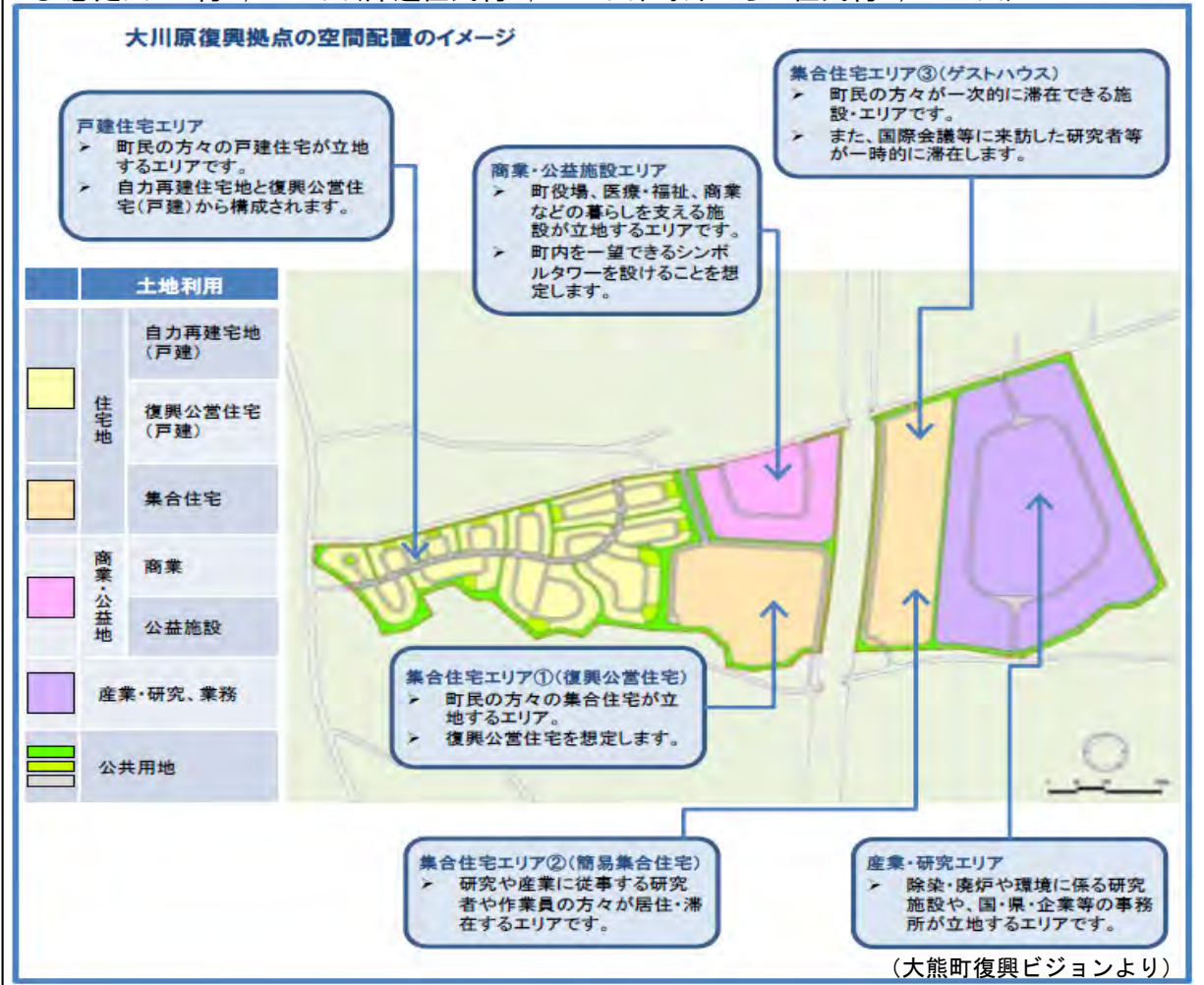
※ 閣議決定:平成27年2月17日(火)

※ 施行期日:公布の日(予定)

現時点で想定される一団地の復興再生拠点

大川原復興拠点(整備イメージ)

- 面積: 約39ha
- 想定人口: 約3,000人(帰還住民約1,000人、町外からの住民約2,000人)



<参考:大川原復興拠点の位置>

